

前 金	部分払い
有	—

令 和 6 年 度  
水 施 第 2 - 2 号

美里中野高宮浄水場及び美里平木浄水場濁度計取替修繕  
設計書

工事仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び監督員の指示による。

津市上下水道事業局  
水道施設課

令和 6 年度 水施第 2 - 2 号	修 繕 設 計 書	局 長	
修 繕 名	美里中野高宮浄水場及び美里平木浄水場濁度計取替修繕	局 次 長	
施工場所	津市 美里町桂畑及び美里町平木 地内	課 長	
設 計 金 額	¥ (内消費税等相当額)	検 算 者	
工 期	令和 7 年 2 月 14 日限り	調整・担当 主 幹	
修 繕 の 大 要		担当主幹	
		担当副主幹	
		担 当	
		設 計 者	
1. 濁度計取替		2 台	
2. 高感度濁度計取替		2 台	

# 位 置 図 (1/2)

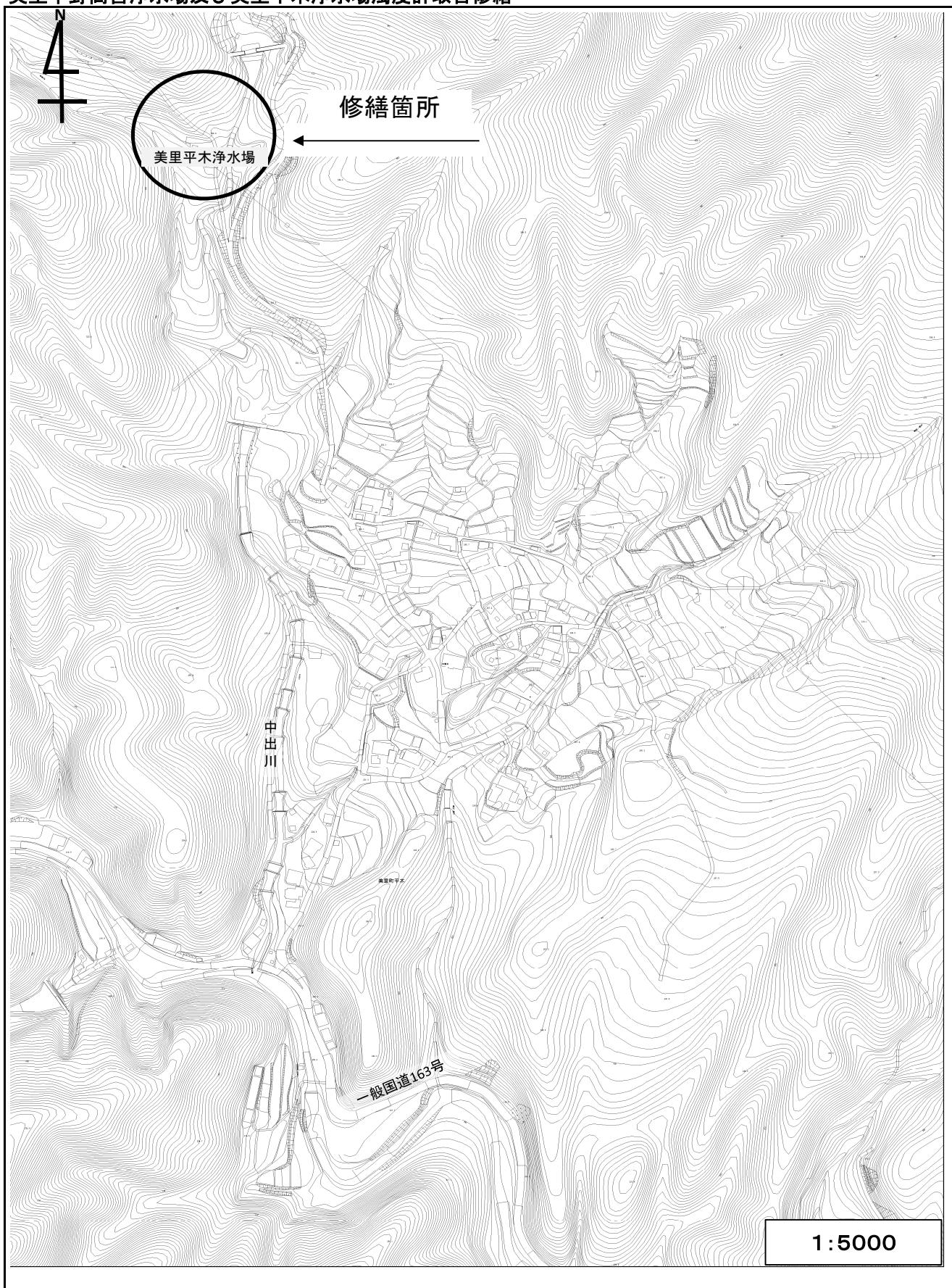
令和6年度水施第2－2号  
美里中野高宮浄水場及び美里平木浄水場濁度計取替修繕



1:10000

## 位 置 図 (2/2)

令和6年度水施第2－2号  
美里中野高宮浄水場及び美里平木浄水場濁度計取替修繕



内訳表

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
本修繕費				1	式	—	—	
	機器費			1	式	—	—	
		機器費		1	式	—		第1号明細表のとおり
	修繕原価			1	式	—	—	
		直接修繕費		1	式	—	—	
			材料費	1	式	—		第2号明細表のとおり
			労務費	1	式	—		第3号明細表のとおり
			直接経費	1	式	—		
			直接修繕費計					
			間接修繕費	1	式	—	—	
			共通仮設費	1	式	—		第4号明細表のとおり
			現場管理費	1	式	—		
			据付間接費 (技術者)	1	式	—		
			据付間接費 (機器)	1	式	—		
			間接修繕費計					
			据付修繕原価					
			修繕原価計					
		一般管理費等		1	式	—		

## 内訳表

## 第1号 明細表 機器費

## 第2号 明細表 材料費

細 別 規 格	数量	単位	単 價	金 額	摘 要
配管材 VP16	2.2	m			
配管材 VP25	1.1	m			
配管材 エルボ TS 16	8	個			
配管材 エルボ TS 25	4	個			
配管材 径違いソケット TS 20×16	2	個			
配管材 径違いソケット TS 25×16	2	個			
配管材 給水栓用径違いソケット TS 16×13	3	個			
配管材 給水栓用ソケット TS 25	3	個			
補助材料費	1	式	—		
合 計					

### 第3号 明細表 労務費

細 別	規 格	数量	単位	単 價	金 額	摘 要
一般労務費 電工（据付）			人			
一般労務費 配管工（据付）			人			
小 計（一般労務費）						
技術労務費 電気通信技術者（据付）			人			
技術労務費 電気通信技術者（単体調整）			人			
技術労務費 電気通信技術者（試験）			人			
小 計（技術労務費）						
合 計						

# 第4号 明細表 共通仮設費

令和6年度水施第2－2号

美里中野高宮浄水場及び美里平木浄水場濁度計取替修繕

仕 様 書

津市上下水道事業局  
水道施設課

## 第 1 章 一般共通事項

### 1 適用範囲

本仕様書は、津市上下水道事業局が発注する次の工事等に適用する。

- (1) 修繕名 美里中野高宮浄水場及び美里平木浄水場濁度計取替修繕
- (2) 施工場所 津市 美里町桂畑及び美里町平木 地内

### 2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県国土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあっては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1) 建設業法
- (2) 水道法
- (3) 消防法
- (4) 計量法
- (5) 労働基準法
- (6) 労働安全衛生法
- (7) 建築基準法
- (8) 建設リサイクル法
- (9) 三重県公共工事共通仕様書
- (10) 廃棄物処理及び清掃に関する法律
- (11) 電気事業法
- (12) 電気用品安全法
- (13) 日本電気協会内線規程（JEAC）
- (14) 電気規格調査会規格（JEC）
- (15) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (16) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- (17) 日本電池工業会規格（SBA）
- (18) 日本照明工業会規格（JLMA）
- (19) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (20) 日本溶接協会規格（WES）
- (21) 日本産業規格（JIS）
- (22) 日本水道協会発行水道工事標準仕様書（JWWA）
- (23) 上記に記載なきものは、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）
- (24) その他関係法令、条例及び規格等

上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議のうえ決定する。

### 3 打ち合わせ

本工事等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、発注者の監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

### 4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあっては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート碎りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

- (1) 騒音、振動の抑制

本工事等において使用する建設機械にあっては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

(2) 地下水のかん養（雨水浸透等）

(3) 建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）

(4) 廃棄物の適切な処分

(5) その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

## 5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

## 6 軽微な変更

軽微な変更については、発注者の監督員の指示によるものとする。本仕様書及び図面に記載していない場合であっても、設備の機能、保安及び法規上必要なものはすべて受注者の負担で完備するものとする。

## 7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

## 8 既設當造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

## 9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

### (1) 着手時に提出するもの（契約日から7日以内）

ア 工事着手届	1部
イ 現場代理人及び主任（監理）技術者選任届	1部
ウ 工程表	1部
エ 工事カルテ登録内容確認書（500万円以上）	1部
オ 環境管理に係る配慮事項確認書（750万円以上）	1部
カ 「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」に基づく 計画書、実施書類（必要な場合）	1部
キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（必要な場合）	1部
ク 建設業退職金共済掛金収納書	1部

### (2) 工期内に適時提出するもの

ア 打合せ議事録（工事打合簿）	※下記事項に付随して2部提出又必要部数
イ 施工計画書（30日以内）	2部
ウ 施工体制台帳の写し（必要な場合）	2部
エ 部分下請負通知書（必要な場合）	2部
オ 承諾図書	2部
カ 段階確認書（隨時）	2部

キ	機器（材料）確認調書	2部
ク	使用材料調書	2部
ケ	工事履行状況報告書（翌月4日以内）（必要な場合）	2部
コ	諸官庁届出書（必要な場合）	必要部数
サ	工事検査要求書（必要な場合）	2部
シ	社内検査要領書（検査前）	2部
ス	社内検査成績表（検査後）	2部
セ	施工要領書（図面含む）	2部
ソ	試運転要領書（試運転前）	2部
タ	試運転成績表（試運転後）	2部
チ	安全教育、研修・訓練報告書等（提出を求めた場合）	2部
ツ	その他必要な書類	必要部数

(3) 完成時に提出するもの

ア	完成報告書	2部
イ	工事完成写真（主要な部分を抜粋したもの）	2部
ウ	完成図書 製本（金文字・黒表紙）	2部
エ	工事写真帳（全体）	1部
オ	施工監理記録	1部
カ	電子データ（完成図書データ・写真のCDを完成図書に挟み込み）	1部
キ	その他必要な書類	必要部数

10 試験及び検査

- (1) 受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- (2) 主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。
- (3) 機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。
- (4) 試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

11 機器製作及び現場施工の記録写真

(1) 写真的分類

ア 施工前、施工中及び完成（同一アングルにて撮影のこと）の3種類を撮影し、A4縦用紙に、上（施工前）・中（施工中）・下（完成）の順に配する。

イ 機器製作状況写真（機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）  
 ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）  
 エ 安全管理写真  
 オ 材料検収写真  
 カ 品質管理写真  
 キ 出来形管理写真

(2) 写真的色彩、大きさ  
 カラー・サービスサイズ

(3) 写真的撮影基準

ア 写真的撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体

と共に写し込むこと。また、デジタルカメラ使用の場合は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準」に基づいて行うものとする。

イ 不可視部分の写真整理

不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

ウ 写真には、下記の項目を記載した小黒板（電子黒板）を被写体と共に写しこむこと。

- ① 工事名
- ② 発注者名（津市上下水道事業管理者）
- ③ 施工部名
- ④ 施工内容（工種、機材名、寸法、使用機械の能力等）
- ⑤ 受注者名

12 施工管理

- (1)受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策及び安全教育を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (2)受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (3)機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (4)受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13 作業主任者の選任

- (1)受注者は、労働災害を防止するため、作業主任者を選任すべき作業において作業主任者を選任し、必要な指揮・点検・監視等を行うこと。  
(例) 足場の組立て等作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、ガス溶接作業主任者、有機溶剤作業主任者、あと施工アンカー、クレーン、玉掛け作業等
- (2)上記に係る免許証又は講習修了書等の写しを発注者に提出すること。

14 衛生管理

- (1)施工箇所の衛生管理には十分に注意すること。また、池内及びその上部での油脂や薬剤等飲料水に不適なものは使用しないこと。周囲で使用する場合にあっても、発注者と協議のうえ決定すること。
- (2)作業従事者は、必要により水道法第21条による健康診断（検便）を受け、その診断結果を発注者に提出し、承諾を得て従事すること。（有効期間は概ね6ヶ月以内）

15 竣工

- (1)施設等の受け渡し（引き渡し）  
工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。
- (2)技術指導  
完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。
- (3)保証  
ア 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）2年間とする。  
イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。  
ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を行わなければならない。  
エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

## 16 疑義

- (1)本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会（照査）し、説明を受けること。
- (2)施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

## 17 その他

- (1)本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。
- (2)受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3)別紙、特記仕様書（共通）参照

## 第2章 特記仕様

### 第1節 修繕の概要

本修繕は、美里中野高宮浄水場及び美里平木浄水場において原水濁度計及び浄水濁度計の取替修繕を行うものである。

各機器の組立、据付に当たっては水平及び垂直に特に注意し、入念かつ正確に組立、据付、機器の性能に支障なき様に施工すること。

各機器間の電源ケーブル及び制御ケーブルの配線は既設を流用し、施工図書を受注者作成の上、監督員の承諾を得て施工すること。

### 第2節 機器等の仕様

設計にあたっては十分に調査のうえ、現在の機器の性能・役割を満足するものとすること。

#### 1 美里中野高宮浄水場

(1) 濁度計 ※参考型式 東亜ディーケー(株) TUF-1600

1) 数量	1台
2) 形式	表面散乱光方式（自動洗浄・校正機能付）
3) 測定対象物	上水
4) 測定範囲	0～200 度
5) 繰返性	±2.0%FS 以下
6) 直線性	±3.0%FS 以下
7) 構成機器	
検出器、変換器	1式
自立架台	1式
その他必要なもの	1式

※既設機器型式 東亜ディーケー(株) TUF-7M

(2) 高感度濁度計 ※参考型式 東亜ディーケー(株) TUH-1600

1) 数量	1台
2) 形式	表面散乱光方式（自動洗浄・校正機能付）
3) 測定対象物	上水
4) 測定範囲	0～1 度 (0.000～1.000)

5) 繰返性	$\pm 2.0\%FS$ 以下
6) 直線性	$\pm 3.0\%FS$ 以下
7) 構成機器	
検出器、変換器	1式
自立架台	1式
その他必要なもの	1式
※既設機器型式	東亜ディーケーケー(株) TUH-7M

## 2 美里平木浄水場

(1) 濁度計 **※参考型式 東亜ディーケーkee(株) TUF-1600**

1) 数量	1台
2) 形式	表面散乱光方式
3) 測定対象物	上水
4) 測定範囲	0~200 度
5) 繰返性	$\pm 2.0\%FS$ 以下
6) 直線性	$\pm 3.0\%FS$ 以下
7) 構成機器	
検出器、変換器	1式
自立架台	1式
その他必要なもの	1式

※既設機器型式 東亜ディーケーkee(株) TUF-100

(2) 高感度濁度計 **※参考型式 東亜ディーケーkee(株) TUH-1600**

1) 数量	1台
2) 形式	表面散乱光方式
3) 測定対象物	上水
4) 測定範囲	0~2 度 (0.000~2.000)
5) 繰返性	$\pm 2.0\%FS$ 以下
6) 直線性	$\pm 3.0\%FS$ 以下
7) 構成機器	
検出器、変換器	1式
自立架台	1式
その他必要なもの	1式

※既設機器型式 東亜ディーケーkee(株) TUH-7M

### **第3節 機器の試験・試運転調整**

本修繕で機器据付後に運転状況の確認を行うとともに、その結果を書面にて提出するものとする。

### **第4節 修繕の留意事項**

- (1) 本修繕は、本施設の通常の施設運用を継続しながらの施工となるため、市の監督員と綿密な打ち合わせを行い、施設の運転に支障が無きよう留意するものとする。
- (2) 施工計画に基づき、作業の安全と確実性を図ること。
- (3) 原則として、土、日曜日、祝日等は休工とする。
- (4) 現場施工期間中においては周辺環境に配慮し、修繕場所に、修繕名、工期、発注者、受注者、連絡先等を記載した掲示を行うこと。
- (5) 撤去機器、残材については、請負者において、法令等に基づいた適正な処分を行うものとする。

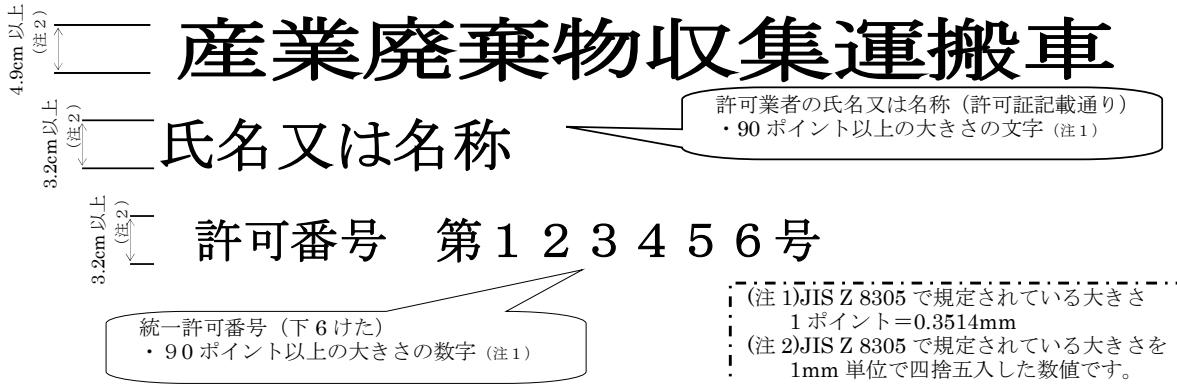
### 第3章 産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け

#### [産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け]

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

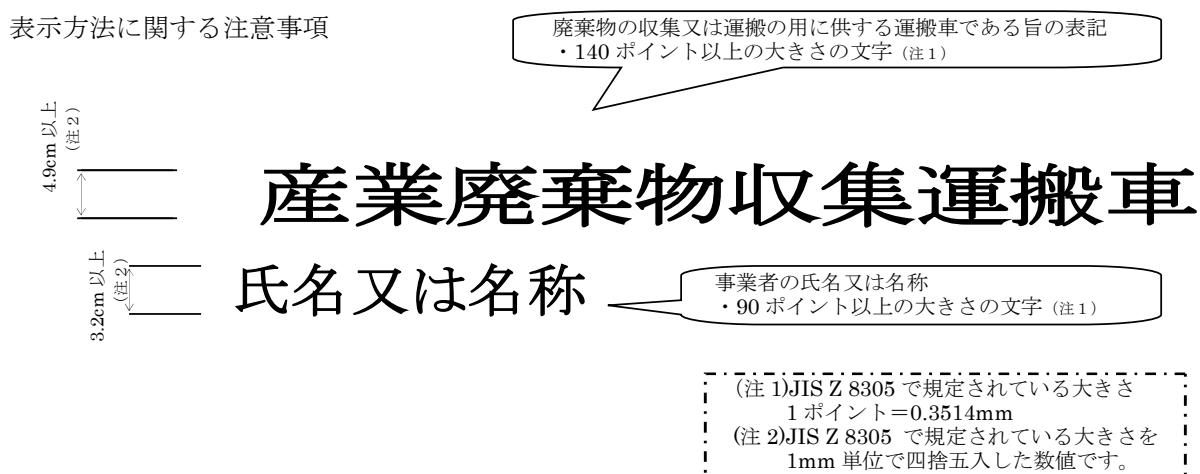
#### 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例

※車両の両側



#### 排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

※車両の両側



#### 表示方法に関する注意事項

- 車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- 表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鉛で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- 文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取除くこと。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
仕様関係	共通の仕様	<p><input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負契約書、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）は、三重県公共工事共通仕様書に優先する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和5年11月1日））</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本市が制定する要綱及び規則等に準拠するとともに監督員の指示により執行すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストを活用し、津市工事請負契約書及び三重県公共工事共通仕様書に基づき、施工・手続き等が適切に実施されることは常に監督員と共有し、確認すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）（一部改正：令和2年4月）を参考とする。 　　編」を適用</p>
	公園工事の仕様	<p><input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負契約書、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）及び三重県公園工事共通仕様書（令和2年8月）に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局公園緑地工事専門課（令和5年5月）に準ずること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負契約書、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）及び三重県公園工事管理基準（令和3年7月）に準ずること。</p>
工程関係	別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名： )	<p><input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 調整項目（ <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 施工時期及び施工時間（ ） <input type="checkbox"/> 施工方法（ ） <input type="checkbox"/> 工種（ ） <input type="checkbox"/> ）について、施工日の即日開放を原則とする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工期は、繰越手続きが完了後、（ 年 月 日）までに変更します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（ ） <input type="checkbox"/> 協議完了見込み時期（ ）</p>
	施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<p><input checked="" type="checkbox"/> 制限する工種名（ ） <input type="checkbox"/> 施工方法（ ） <input type="checkbox"/> 工種（ ） <input type="checkbox"/> ）について、事前に（ 警察署）と立会を行い、確認後、施工すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工期は、繰越手続きが完了後、（ 年 月 日）までに変更します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 占用物件名（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等上空施設の調査結果を監督員に報告すること。また、地下埋設物等に損傷を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置を取り補修するとともに、周辺住民に対して適切な処置を講じること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 施工に支障となり、ゴミ置場等の移設が必要な場合は、施工前に関係機関、所有者、関係自治会等と調整を図ること。なお、調整結果を監督員に報告すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 支障物件の移設 <input type="checkbox"/> 道路の使用許可申請及び消防長への道路工事の届出等を行うこと。また、諸手続きにおいて、許可、承諾を得たときは、その書面の写しを監督員に提出すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地下埋設物等の損害 <input type="checkbox"/> 工事箇所を通学区域とする学校に確認し、通学路であつた場合は、対象の学校と協議し、工程の調整を図り、通学者の安全を確保すること。また、学校との協議結果を監督員に報告すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 支障への手続き等 <input type="checkbox"/> 部分使用箇所（ <input type="checkbox"/> 部分使用時期（ ） <input type="checkbox"/> 部分使用目的（ ） <input type="checkbox"/> 部分引渡し指定部分（ <input type="checkbox"/> 部分引渡し時期（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） ）</p>
	官公庁への手続き等	<p><input checked="" type="checkbox"/> 通学路確認 <input type="checkbox"/> 部分使用（ <input type="checkbox"/> 部分使用時期（ ） <input type="checkbox"/> 部分使用目的（ ） <input type="checkbox"/> 部分引渡し指定部分（ <input type="checkbox"/> 部分引渡し時期（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） ）</p>
	部分使用	<p><input checked="" type="checkbox"/> 部分引渡し（ <input type="checkbox"/> 部分引渡し時期（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） ）</p>
	部分引渡し	<p><input checked="" type="checkbox"/> 部分引渡し（ <input type="checkbox"/> 部分引渡し時期（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） ）</p>
	その他（ ）	<p><input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）</p>

（注）上記受託業務事項・条件及び内容の印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局  
令和6年4月

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目		明示事項		条件件及び内容	
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> 未処理箇所（ <input type="checkbox"/> 別添図等） <input type="checkbox"/> 完了見込み時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード（ <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）	<input type="checkbox"/> 未処理箇所（ <input type="checkbox"/> 別添図等） <input type="checkbox"/> 完了見込み時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード（ <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）	<input type="checkbox"/> 未処理箇所（ <input type="checkbox"/> 別添図等） <input type="checkbox"/> 完了見込み時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード（ <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）	<input type="checkbox"/> 未処理箇所（ <input type="checkbox"/> 別添図等） <input type="checkbox"/> 完了見込み時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード（ <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 制限項目（ <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 施工方法等（ <input type="checkbox"/> 指定工法名（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 施工時期（ <input checkbox"="" type="checkbox/&gt;）&lt;/td&gt;&lt;td&gt;&lt;input type="/> 制限項目（ <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 施工方法等（ <input type="checkbox"/> 指定工法名（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 施工時期（ <input checkbox"="" type="checkbox/&gt;）&lt;/td&gt;&lt;td&gt;&lt;input type="/> 制限項目（ <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事後調査 <input type="checkbox"/> 施工方法（ <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 調査項目（ <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事後調査 <input type="checkbox"/> 調査方法（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 家屋調査は、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、三重県業務委託共通仕様書の資格を有する建築士法第2条に規定する建築士に実施すること。なお、身分証明書を有する者を充てること。 <input type="checkbox"/> る者（補助者を除く）は、調査対象物件に応じた建築士に実施すること。 <input type="checkbox"/> 交付願を速やかに監督員に提出し、身分証明書交付後に家屋調査を実施すること。	<input type="checkbox"/> 制限項目（ <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事後調査 <input type="checkbox"/> 施工方法（ <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 調査項目（ <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事後調査 <input type="checkbox"/> 調査方法（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 家屋調査は、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、三重県業務委託共通仕様書の資格を有する建築士法第2条に規定する建築士に実施すること。なお、身分証明書を有する者を充てること。 <input type="checkbox"/> る者（補助者を除く）は、調査対象物件に応じた建築士に実施すること。 <input type="checkbox"/> 交付願を速やかに監督員に提出し、身分証明書交付後に家屋調査を実施すること。	<input type="checkbox"/> 制限項目（ <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事後調査 <input type="checkbox"/> 施工方法（ <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 調査項目（ <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事後調査 <input type="checkbox"/> 調査方法（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 家屋調査は、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、三重県業務委託共通仕様書の資格を有する建築士法第2条に規定する建築士に実施すること。なお、身分証明書を有する者を充てること。 <input type="checkbox"/> る者（補助者を除く）は、調査対象物件に応じた建築士に実施すること。 <input type="checkbox"/> 交付願を速やかに監督員に提出し、身分証明書交付後に家屋調査を実施すること。	<input type="checkbox"/> 制限項目（ <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事後調査 <input type="checkbox"/> 施工方法（ <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 調査項目（ <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事後調査 <input type="checkbox"/> 調査方法（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 家屋調査は、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、三重県業務委託共通仕様書の資格を有する建築士法第2条に規定する建築士に実施すること。なお、身分証明書を有する者を充てること。 <input type="checkbox"/> る者（補助者を除く）は、調査対象物件に応じた建築士に実施すること。 <input type="checkbox"/> 交付願を速やかに監督員に提出し、身分証明書交付後に家屋調査を実施すること。
事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 地下水位低下工 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）	<input type="checkbox"/> 地下水位低下測定 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 地下水位低下工 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）	<input type="checkbox"/> 地下水位の変化に細心の注意を払うこと。 <input type="checkbox"/> ヴェルボイントは、近隣家屋の事前調査完了後に着手すること。 <input type="checkbox"/> また、工事現場周辺の井戸調査を行い、井戸が残存する場合は、井戸の水位の変化に細心の注意を払うこと。 <input type="checkbox"/> なお、近隣家屋の事前箇所及び井戸調査範囲は、監督員と協議すること。	<input type="checkbox"/> 地下水位の変化に細心の注意を払うこと。 <input type="checkbox"/> ヴェルボイントは、近隣家屋の事前調査完了後に着手すること。 <input type="checkbox"/> また、工事現場周辺の井戸調査を行い、井戸が残存する場合は、井戸の水位の変化に細心の注意を払うこと。 <input type="checkbox"/> なお、近隣家屋の事前箇所及び井戸調査範囲は、監督員と協議すること。
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 既存施設あり <input type="checkbox"/> 近接公共施設（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 近接施設（ <input type="checkbox"/> 擁壁（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他（ <input checkbox"="" type="checkbox/&gt;）&lt;br/&gt;&lt;input type="/> 現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり <input type="checkbox"/> 制限を受ける工種（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 制限内容（ <input checkbox"="" type="checkbox/&gt;）&lt;br/&gt;&lt;input type="/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行います。 <input type="checkbox"/> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合に、直ちに監督員に連絡するなどもとに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。 <input type="checkbox"/> 図面に表記した掘削及び床掘りラインは、数量算出に用いたものであります。 <input type="checkbox"/> 及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案し、安全かつ確実に施工すること。 <input type="checkbox"/> 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険箇所は即日補修を行うものとする。	<input type="checkbox"/> 既存施設あり <input type="checkbox"/> 近接公共施設（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 近接施設（ <input type="checkbox"/> 擁壁（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他（ <input checkbox"="" type="checkbox/&gt;）&lt;br/&gt;&lt;input type="/> 現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり <input type="checkbox"/> 制限を受ける工種（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 制限内容（ <input checkbox"="" type="checkbox/&gt;）&lt;br/&gt;&lt;input type="/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行います。 <input type="checkbox"/> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合に、直ちに監督員に連絡するなどもとに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。 <input type="checkbox"/> 図面に表記した掘削及び床掘りラインは、数量算出に用いたものであります。 <input type="checkbox"/> 及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案し、安全かつ確実に施工すること。 <input type="checkbox"/> 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険箇所は即日補修を行うものとする。	<input type="checkbox"/> 既存施設あり <input type="checkbox"/> 近接公共施設（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 近接施設（ <input type="checkbox"/> 擁壁（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他（ <input checkbox"="" type="checkbox/&gt;）&lt;br/&gt;&lt;input type="/> 現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり <input type="checkbox"/> 制限を受ける工種（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 制限内容（ <input checkbox"="" type="checkbox/&gt;）&lt;br/&gt;&lt;input type="/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行います。 <input type="checkbox"/> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合に、直ちに監督員に連絡するなどもとに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。 <input type="checkbox"/> 図面に表記した掘削及び床掘りラインは、数量算出に用いたものであります。 <input type="checkbox"/> 及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案し、安全かつ確実に施工すること。 <input type="checkbox"/> 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険箇所は即日補修を行うものとする。	
作業後の現場確認	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input type="checkbox"/> 保安要員の配置 <input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input type="checkbox"/> 保安要員の配置	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 保安要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 別途協議）	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 保安要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 別途協議）		

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印受該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議して措置を講ずるものとする。

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<p><input type="checkbox"/>交通安全施設等の配置（□別添図等 □その他（ ）） <input type="checkbox"/>別途協議（ ）</p> <p><input type="checkbox"/>交通誘導警備員の配置（□別添図等 □その他（ ）） <input type="checkbox"/>別途協議（ ）</p> <p><input type="checkbox"/>□ 指定路線 <input type="checkbox"/>指定路線以外</p> <p><input type="checkbox"/>□ 交通誘導警備員の配置人頭数</p> <p>□ 概算人頭数による算出</p> <p>① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。</p> <p>概算延べ人頭数：交通誘導警備員 A が配置できない場合も変更の対象とする。 (注：交通誘導警備員 A が配置人頭、期間等を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置を算出すること。工事着手前に配置計画等（配置人頭、期間等）を作成する必要がある場合は、生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人頭の確認方法についても合わせて協議を行うこと。</p> <p>② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人頭、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置を算出すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人頭の確認方法についても合わせて協議を行うこと。</p> <p>③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人頭数が確認できる資料を提出すること。</p> <p>□ 積上げによる算出</p> <p>配置人頭数（人）（うち交通誘導警備員 A（人））</p> <p>（注：配置人頭数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員 A が配置できない場合は変更の対象とする。）</p> <p><input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置時間（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置期間（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 交通誘導警備員配置の対象工種（ ）</p>
	<input type="checkbox"/> 定期安全研修・訓練等	<p>□ 安全教育及び安全訓練等は、工事着手後、作業員全員（交通誘導警備員含む）の参加により月当たり、半日以上の時間を割り当て、以下の方から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施すること。また、作業員全員の参加が困難な場合は、分離して実施すること。</p> <p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>□ 安全教育及び安全訓練等は、以下に示す項目の具体的な計画を作成し施工計画書へ記載すること。</p> <p>(1) 工事期間中の月別安全研修・訓練等実施全体計画 (2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。</p> <p>1) 月当たり半日以上の時間割りにてた安全研修・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 2) 資機材搬入者等への工事現場内説明会 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法 4) KY及び新規入場者教育の方法 5) 場内整理整頓の実施 6) その他安全に関する取組み</p> <p>□ 安全巡視者を定め、安全巡視者はその所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めること。また、安全巡視、KY活動、TBM等の実施状況を記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。</p> <p>□ 下請け契約を締結する場合には、下請負人の工事施工・安全管理の責任者等を含め、災害防止協議会を設置し、作業間の連絡調整を図り、災害防止に努めること。また、協議会の開催は毎月 1 回以上とする。なお、実施状況写真があることが望ましい）を保管し、監督員及び検査員に提示すること。</p> <p>□ 新規入場者教育等（交通誘導警備員を含む）は、本工事の現場特性を反映した内容で実施すること。また、実施状況がわかる記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。</p>
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 災害防止協議会（安全衛生協議会）の設置	<p>□ 安全巡視等</p> <p>□ 災害防止協議会（安全衛生協議会）の設置</p> <p>□ 新規入場者教育</p>
		<p>(注) 上記受託業務事項・条件及び内容の変更によるもので明示する。 明示事項に変更が生じた場合は、作業に当たつて制約を受けることとなる。発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。</p>

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

(4) 上記受託業者に於ては、別途協議の上記事項に付し、明示された事項に依り、該業者は、作業に当たつた時に、発注者と別途協議した旨を明示する。

津市上下水道事業局  
令和6年4月

明示項目	施工条件	環境対策	内 容
施工条件	□ 環境対策		<p>□ 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲にあたるものの影響が無いよう対策を講じ、通行及び入家に対し十分配慮すること。</p> <p>□ 万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとす。</p> <p>□ 脱水施設等による排水を及ぼす恐れのある渦水（土粒子を多量に含むもの）は、沈砂または濾過施設を通すなど濁りの除去等の行った後、放流すること。</p>
支援技術者	□ 支援技術者		<p>(1) 本工事の現場における現場技術センターに委託するため、支援技術者は監督員に代わって施工体制点検、現場立会、履歴書及び監査等に影響を及ぼす事態が発生した場合は、受注者の責において解決に当たること。</p>
電子メールを活用した情報共有	□ 電子メールを活用した情報共有		<p>(2) 本工事の現場における現場技術業務を行なう場合は、業務に協力すること。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合は、監督員から直接、指示又は通知があつたものとみなす。</p> <p>(3) 監督員の指示により受注者が監督員に対してもうける場合は、支援技術者を通じて行うことができる。</p> <p>(4) 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者：</p>
デジタル工事写真の使用	□ デジタル工事写真の電子小黒板の使用		<p>□ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法によるものとする。</p> <p>□ デジタル工事写真の電子小黒板を使用する場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。</p>
I C T 活用工事	□ I C T 活用工事		<p>□ 「I C T 活用工事【施工者希望型】」令和5年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ 「I C T 活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup>未満）特記仕様書【施工者希望型】」令和5年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ 「I C T 活用工事（小規模土工）特記仕様書【施工者希望型】」令和5年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ 「I C T 活用工事（舗装工）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ 「I C T 活用工事（法面工）特記仕様書【施工者希望型】」令和5年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ 「I C T 活用工事（地盤改良工）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ 「I C T 活用工事（河川浚渫）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ 「I C T 活用工事（舗装工・修繕工）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ 「I C T 活用工事（擁壁工）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ 「I C T 活用工事（基礎工）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ 「I C T 活用工事（構造物工（橋脚・橋台））特記仕様書【施工者希望型】」令和5年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>□ 「特記仕様書（土木工事編）「調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を適用（津市IP「津市2日モデル工事の試行について」を参照）</p> <p>□ 「特記仕様書（土木工事編）（発注者指定型）」を適用（津市IP「津市2日モデル工事の試行について」を参照）</p> <p>□ 「熱中症対策の方法」について施工計画書に記載するとともに、熱中症対策実施後ににおいては、実施状況について写真を添付して報告すること。</p>
週休 2 日モデル工事	□ 週休 2 日モデル工事		<p>□ 公園内工事</p> <p>□ 災害復旧</p> <p>□ 熱中症対策</p> <p>□ 公園内工事</p> <p>□ 災害復旧</p> <p>□ 熱中症対策</p>
工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり		<p>□ 保管場所( )期間( )その他( )</p>
現場発生品あり	□ 現場発生品あり		<p>□ 品名( )数量( )保管場所( )その他( )</p>
支給品あり	□ 支給品あり		<p>□ 品名( )数量( )引渡場所( )その他( )</p>
盛土材等工事間流用あり	□ 盛土材等工事間流用あり		<p>□ 時期(令和 年 月 日)その他( )</p> <p>□ 連搬方法( )受注者で運搬 □ 別途協議 □ その他( )</p> <p>□ 引渡場所( )□ 引添図等 □ 別途協議 □ その他( )</p> <p>□ 数量( )運搬距離(L = km)</p>
現場パトロール	□ 現場パトロール		<p>□ 公共工事の品質確保の促進を図る目的として、施工状況の確認等現場パトロールを実施することがある。</p>
その他	□ その他		<p>□ その他( )</p>

主) 上記受託業務事項が生じ、条件及び内容のレ印で該当欄はい、作業に当たつたと見なして、発注者と別途協議しつき、作業に當たり、前記明確な旨を示すものとする。

## 施工条件明示一覧表

明示項目	明示事項	件及び内容
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 防護（ <input type="checkbox"/> その他（
監督の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督（ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。） <input type="checkbox"/> 重点監督	<input type="checkbox"/> 重点監督の場合【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種（ <input type="checkbox"/> ※これ以外は、一般監督とする。
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり <input type="checkbox"/> 水替工（締切排水工）	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> □別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 回） <input type="checkbox"/> 転用あり（ <input type="checkbox"/> 兼用あり（ <input type="checkbox"/> その他（
		<input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり <input type="checkbox"/> □水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 ① 水替工（締切排水工）の水替日数： <input type="checkbox"/> 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等、（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議するごと。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すごと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用いて作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> その他（
		<input type="checkbox"/> 構造及び設計の条件（ <input type="checkbox"/> □別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 回） <input type="checkbox"/> 施工方法（ <input type="checkbox"/> その他（
		<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> □再生A-sコン <input type="checkbox"/> □再生路盤材 <input type="checkbox"/> □再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> □道路用盛土材 <input type="checkbox"/> □再生コン砂） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> □新材に変更 <input type="checkbox"/> □その他（ <input type="checkbox"/> 日購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すること。 <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すること。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> □盛土材 <input type="checkbox"/> □埋戻し材 <input type="checkbox"/> □サンドクッション材 <input type="checkbox"/> □コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> □グレーチング <input type="checkbox"/> □その他（ <input type="checkbox"/> 日下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> □間伐材製工事用バリケード・看板・標示板）
		<input type="checkbox"/> その他（
ヨリシズ作成・登録	<input type="checkbox"/> ヨリシズ（CORINS）の作成・登録	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、ヨリシズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設発生士情報交換システム	<input type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生士情報交換システム	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生士情報交換システムのデータ更新を行うこと。
提出書類	<input type="checkbox"/> 工事完成報告書 <input type="checkbox"/> 完成写真	<input type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。また、様式については、津市ホームページ（入札等に関する各種様式（工事・コンサル）に定められたものとする。 <input type="checkbox"/> 完成写真是、着手前・施工中・完成時に、起點及び終点において必ず同一方向どなるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数：2部 用紙サイズ：A4）

明示するものとす。明示するものとす。

津市上下水道事業局  
令和6年4月

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
提出書類	<input checked="" type="checkbox"/> 施工計画書（作業主任者） <input type="checkbox"/> 施工体制台帳 <input type="checkbox"/> 部分下請通知書 <input type="checkbox"/> 工事使用材料 <input type="checkbox"/> 最終変更設計図面・竣工図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 電子納品	<p>□ 作業主任者を選任すべき作業にあっては、作業名及び作業主任者の氏名等を施工計画書へ記述するとともに資格者証の写しを施工計画書へ添付して提出すること。また、就業制限の対象業務及び特別教育の必要な対象業務も同様とする。</p> <p>□ 工事を施工するために下請負人との契約書（一次下請負人と異なる警備業者との契約書）を締結した場合、工事着手までに、原則として電子データで施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、添付書類も含めその写しを監督員に提出すること。また、施工体制に変更が生じた場合も同様とする。</p> <p>□ 工事の一部分において、下請負に付する場合には、部分下請通知書を当該下請負業者の施工開始日までに提出すること。部分下請通知書には、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、主任技術者等の資格者証の写しを添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を「作業責任者等」と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。また、添付書類について、添付書類に「工事体制台帳」と兼ねることができる。</p> <p>□ 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、三重県公工事共通仕様書（令和2年8月）に示す規格に適合したものとする。また、監督員の指定する方法で当初図面の修正を行い、指定する日時までに提出する場合、監督員と協議すること。</p> <p>□ 延長、使用材料、舗装復旧面積等に変更が生じた場合は、施工計画書作成時に監督員と協議すること。</p> <p>□ また、監督員の確認を受けた後、以下のデータをCD-RまたはDVD-R（メディア本体に工事名、工期及び請負業者名を記入）に格納し、提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事位置図(PDF)※設計図書添付のもの</li> <li>・竣工図(DXF)※諸説展開図は不要</li> <li>・給水切替調書(PDF)</li> <li>・バルブ・消火栓オフセット図(PDF)</li> <li>・マーカーオフセット図(PDF)</li> <li>・工事写真(PDF)※有用な写真のみ抜粋すること</li> </ul> <p>□ その他（ ）</p> <p>□ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。</p> <p>□ また、受注者が希望しない場合は監督員の承諾を得て、電子納品としないことができる。</p> <p>□ 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和5年7月改訂）を適用</p> <p>□ 薬液注入関係</p> <p>□ 薬液注入工法等の指定あり  <input type="checkbox"/> 電子納品対象外  <input type="checkbox"/> 提出書類あり  <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認  <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>□ 社会保険等未加入対策</p> <p>□ 社会保険等未加入対策（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）</p> <p>□ 法定福利費の負担</p> <p>□ 法定福利費を明記した標準見積書の活用  <input type="checkbox"/> 下請契約又は再委託（一次下請以降の下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約又は再委託等による</p> <p>□ 配慮依頼事項</p> <p>□ 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用  <input type="checkbox"/> 建設機械、機器等の借入れ  <input type="checkbox"/> 使用人等において市民の活用</p> <p>□ 特例監理技術者の設置</p> <p>□ 特例監理技術者の設置</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容の reprint が必要となる場合は、作業に当たつて制約を受けることとなるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局  
令和6年4月

明示項目	明示事項	条件及び内容
津市公契約条例	津市公契約条例に関する特記	<p>締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るために必要な事項を定める。</p> <p>1 受注者の責務</p> <p>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとすることは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</p> <p>(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他の本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 公契約の解除等</p> <p>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を探ることができます。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約におけるものは、別紙誓約事項に違反したとき。</p>
労働環境の確保に係る誓約事項		<p>津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があつた場合は、關係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <p>1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。</p> <p>2 関係法令に違反し關係機関からは正勧告等があつた場合は、津市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。</p> <p>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</p> <p>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>5 労働者に対する情報について周知を行うこと。</p> <p>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</p> <p>7 市長等が行う施策に協力すること。</p>
暴力団等の不当介入の排除等	暴力団等の不当介入の排除等に関する特記	<p>締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。</p> <p>1 受注者の義務</p> <p>(1) 契約の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 暴力団等と認められる資材販売業者等を購入してはならない。</p> <p>(3) 暴力団等と認められる際兼物処理業者が有する際兼物処理施設及び際兼物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するとともに所管の警察署に通報し捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>(5) 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。</p> <p>(6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となたときは、発注者に契約金の延長を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>(1) 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対してても、指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>(1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>

（注）上記受託業務事項・条件及び内容の変更が生じた場合及び明示されていない制約等を受ける事となるときは、発注者と別途協議するものとする。  
明示事項に変更が生じた場合は、作業に当たつて制約を受ける事となることは、発注者と別途協議するものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局  
令和6年4月

明示項目	明示事項	条件及び内容
建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度への加入 1 建設業退職金共済制度に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。 2 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。 3 契約締結時の提出書類 受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として工事担当課へ提出すること。ただし、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約書の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。電子申請専用サイトにて、電子申請方式により退職金ボイントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトにて、電子申請方式により、証紙を購入しない場合は「建設業退職金共済証紙購入額	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度への加入 1 建設業退職金共済制度への加入 2 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。 3 契約締結時の提出書類 受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として工事担当課へ提出すること。ただし、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約書の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。電子申請専用サイトにて、電子申請方式により退職金ボイントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトにて、電子申請方式により、証紙を購入しない場合は「建設業退職金共済証紙購入額
津市工事請負の地元調整	<input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書	<p>1 趣旨 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「井仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」とび特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段において、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同意書があるように譲った解説がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生した。このことから、本特記仕様書において、工事説明会開催による工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関するることは、受注者の責務とする。</p> <p>2 「不正当要求行為等」とは、 (1) 工事登録に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整は、受注者の責務とする。 (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。</p> <p>3 定義 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合など利害關係者の代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 ウ 正当な権利行使を裏い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為 オ 下請負人等に特定の者を採用する行為 (3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。</p> <p>4 工事説明の進め方 (1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。 (2) 受注者は、受注後に速やかに施工計画書を作成するこどとし、発注者による周知を行つた後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関することを、地元代表者等に説明するこどとし、その上で工事施工に關することとする。 (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。 (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることのできない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者にについて施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容の reprint 当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局  
令和6年4月

明示項目	明示事項	条件及び内容
津市工事請負の地元調整		<p>(5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、対応に当たるものとする。</p> <p>(6) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。</p> <p>5 不当要求行為等</p> <p>(1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等(津市事務分掌規則(平成18年1月1日規則第6号)第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事をいう。)に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに連報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等が不当要求行為等及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせることとする。</p> <p>(2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。</p> <p>(3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておかなければならぬ。</p>
その他	<input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> その他( )

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容の印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局  
令和6年4月